令和２年３月　定例教育委員会　　会議録

１　日　　時　　令和２年３月２７日（金）　　開会　１５時００分　　閉会　１６時３１分

２　場　　所　　福井市役所８階第３委員会室

３　出 席 者　　教 育 長　　吉川　雄二
教育長職務代理者　　春木　伸一
教育委員　　木村　敦子
教育委員　　多田　和博
教育委員　　宮郷　美千代
＜事務局職員＞
教育部長　　内田　弥昭
少年対策参事官　　谷口　敏英
教育次長　　向井　成人
副理事　　桑原　浩明
（生涯学習課長事務取扱）
図書館統括館長　　松浦　茂一
教育総務課長　　馬來田　善準
学校教育課　課長補佐　　土岡　大毅
保健給食課長　　坂井　小由里
青少年課長　　松田　玲子
スポーツ課長　　石井　　穣
文化財保護課長　　天谷　賢一
図書館長　　中野　裕三
桜木図書館長　　田畑　裕嗣
みどり図書館長　　橋詰　　豊
調整参事　　黒川　忠興
教育総務課　副課長　　前川　昌司
青少年課　少年自然の家所長
橋本　光司
教育総務課　課長補佐　　吉川　貴大
教育総務課　主幹　　吉田　浩一
教育総務課　副主幹　　織田　久美子

４　議　　題

議　案

第３９号議案　福井市教育委員会辞令式に関する規程の一部改正について

第４０号議案　福井市学校管理規則の一部改正について

第４１号議案　福井市立幼稚園管理規則の一部改正について

第４２号議案　福井市新学校給食センター等整備計画の策定について

第４３号議案　福井市公民館管理運営に関する規則の一部改正について
第４４号議案　福井市社会教育指導員設置等に関する規則の廃止について
第４５号議案　福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の全部改正について
第４６号議案　福井市スポーツ推進委員の委嘱について
第４７号議案　福井市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について
第４８号議案　「越前海岸の水仙畑と農村景観」重要文化的景観の選定に係る保存活用計画の策定について
第１２号報告　専決処分（令和元年度福井市一般会計補正予算の市議会定例会への提出について）の承認を求めることについて

報　告
（１）福井市教育委員会事務局職員の異動について
（２）３月定例市議会の報告について
（３）福井市学校ＩＣＴ活用計画について
（４）順化小学校・公民館複合化整備の完了について
（５）福井市青少年愛護センター設置条例施行規則の一部改正について

５　議事の経過
（１）開会、教育長あいさつ
（２）会議録署名委員の指名　　春木　伸一 委員　　木村　敦子 委員
（３）議事の要旨

吉川教育長	まず、第３９号議案　福井市教育委員会辞令式に関する規程の一部改正について、事務局から説明を求める。
事務局 （教育総務課長）	この議案は辞令式の一部を改正するものであり、改正の理由としては地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、一般非常勤職員が会計年度任用職員になったことから所要の改正を行うものである。 具体的には第５条の「一般職の職員」の中に非常勤の職員が含まれており、非常勤職員の中から会計年度任用職員に移行する者については「一般職の職員」の対象外とする改正を行うものである。 なお、２２条の２第１項第１号及び第２号と書いてあるが、第１号はパートタイム勤務、第２号はフルタイム勤務の者を指している。
吉川教育長	ただ今の説明について、何か質問等はないか。 ―　特に意見なし　―
吉川教育長	それでは第３９号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

―　異議なしの声　―

吉川教育長　第３９号議案について原案のとおり承認することとする。

吉川教育長　次に、第４０号議案　福井市学校管理規則の一部改正について、事務局から説明を求める。

事務局（学校教育課　課長補佐）　この改正は、令和２年１月１７日付けで、文部科学省から「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示され、その指針が適用される令和２年４月１日までに在校時間の上限について教育委員会規則等において定めることとされたことにより、行うものである。

改正の内容は、議案のとおり規則の第１３条の次に第１３条の２として、１条を追加するものである。

吉川教育長　ただ今の説明について、何か質問等はないか。

多田委員　福井市には福井市学校管理規則があるので、これに規定をしていると思われるが、福井市だけでなく県や各市町村又は全国において同じような規定なのか、それとも福井市独自の規定なのか。

事務局（学校教育課　課長補佐）　全国一律での告示に基づく改正となるので、規定の内容としては全国的に同じ内容の規定になる。

吉川教育長　補足すると、国が法令を定め、県が条例を改正しており、県が教員の給与を支出している関係上、県は市町に対して、県の条例と同じ内容を市町の学校管理規則に盛り込むよう求めることになる。そのため、福井市も全国の市町も基本的には同じ文言になると思われる。

多田委員　教員について、残業はあるのか。タイムカードで管理しているのか。

吉川教育長　残業という概念は教員にはないので、４５時間を超えてもその分は残業とはならない。また、タイムカードは取り入れておらず、教員がパソコンで学校に来た時刻と学校から帰る時刻を記録する自己申告制となっている。

ほかに何かないか。

吉川教育長　それでは第４０号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

―　異議なしの声　―

吉川教育長	第４０号議案について原案のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に、第４１号議案　福井市立幼稚園管理規則の一部改正について、事務局から説明を求める。
事務局 （学校教育課　課長補佐）	この改正は、福井市立幼稚園設置条例の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものである。改正の内容は、議案のとおり規則の別表から閉園となる麻生津幼稚園及び美山啓明幼稚園を削除するものである。
吉川教育長	ただ今の説明について、何か質問等はないか。 ―　特に意見なし　―
吉川教育長	それでは第４１号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	第４１号議案について原案のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に、第４２号議案　福井市新学校給食センター等整備計画の策定について、事務局から説明を求める。
事務局 （保健給食課長）	この議案の提案の理由としては、児童・生徒に安全で安心なおいしい給食が提供できるよう、新学校給食センター等の整備に向けた基本計画を策定するため、この案を提出するものである。 ―　以下、資料を基に計画の内容を説明　―
吉川教育長	ただ今の説明について、何か質問等はないか。 ―　特に意見なし　―
吉川教育長	パブリック・コメントで意見の出ていたメニュー方式については、想定しているのか。なぜ、このような意見が出てきたのだろうか。
事務局 （保健給食課長）	メニュー方式については想定していないが、選択給食を年４回実施することで対応したいと考えている。越前市では、３つぐらいのメニューから選択できるランチ方式をとっている事例もあることから、そのようなことを踏まえての御意見であると思われる。
多田委員	パブリック・コメントの意見で、自校方式（単独調理校）の方が CO2 削減につ

	ながるのではないか、という意見があったが、各学校に納入業者が食材を輸送する回数を考えると、必ずしもCO2削減につながるとは考えにくいのではないかと思う。
吉川教育長	そのパブリック・コメントの意見に対する回答については、今の意見を踏まえて、検討、修正してみてはどうか。
事務局 （保健給食課長）	回答の修正について、検討してみる。
吉川教育長	ほかに何かないか。
春木委員	資料にある事業スケジュールを見てみると、実施方針策定から事業者選定までの期間が長いように思われるが、これはなぜか。
事務局 （保健給食課長）	今回の整備については、ＰＦＩ方式を導入することを考えており、それに伴う実施方針の公開、説明会の開催などの意見聴取といった手続に要する期間が必要になるため、通常の入札方式よりも長い期間を要することになる。
吉川教育長	ほかに何かないか。
吉川教育長	それでは第４２号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	第４２号議案について原案のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に、第４３号議案　福井市公民館管理運営に関する規則の一部改正について、事務局から説明を求める。
事務局 （生涯学習課長）	この改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、公民館職員が会計年度任用職員に変更となることと、必要な文言の整理等を行うことにより、所要の規定の整備を行うものである。
吉川教育長	ただ今の説明について、何か質問等はないか。
木村委員	「公民館長」と「公民館の長」はどう違うのか。
事務局 （生涯学習課長）	どちらも同じ意味である。条文の文言の使われ方として、現在、主流で使われている文言に改正しているだけである。

吉川教育長	ほかに何かないか。
吉川教育長	それでは第４３号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	第４３号議案について原案のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に、第４４号議案　福井市社会教育指導員設置等に関する規則の廃止について、事務局から説明を求める。
事務局 （生涯学習課長）	この改正についても、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員が導入されることから、社会教育指導員が会計年度任用職員へ移行することとなる。会計年度任用職員に関しては、別に条例と規則を職員課で定めることになっており、そちらの条例、規則の中で位置付けられることから、この規則を廃止するものである。
吉川教育長	ただ今の説明について、何か質問等はないか。
吉川教育長	それでは第４４号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	第４４号議案について原案のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に、第４５号議案　福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の全部改正について、事務局から説明を求める。
事務局 （青少年課長）	この改正は、令和３年度からの指定管理者制度導入に向け、福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例を全部改正したことに伴い、関係規則を整備する必要があるため、行うものである。 施行期日は、改正条例と同じ令和３年４月１日となる。 ―　以下、資料を基に改正の内容を説明　―
吉川教育長	ただ今の説明について、何か質問等はないか。
春木委員	指定管理者は決定しているのか。
事務局 （青少年課長）	新年度に入ってから、公募という形で指定管理者の募集を始めることになる。

吉川教育長	ほかに何かないか。
吉川教育長	それでは第４５号議案について、原案のとおり同意することで御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	第４５号議案について原案のとおり同意することとする。
吉川教育長	次に、第４６号議案　福井市スポーツ推進委員の委嘱について、事務局から説明を求める。
事務局 （スポーツ課長）	これは、スポーツ基本法第３２条の規定に基づき委嘱している福井市スポーツ推進委員の任期が、令和２年３月３１日に満了することに伴い、各地区の体育団体及び福井市スポーツ推進委員協議会からの推薦により、新たに１３７名を委嘱するものである。 なお、委嘱期間は令和２年４月１日から令和４年３月３１日までである。
吉川教育長	ただ今の説明について、何か質問等はないか。
春木委員	これらの委員は、地区からの推薦によるわけだが、どういう職業の方がなるのか。推薦されると、そのまま全員委嘱されることになるのか。
事務局 （スポーツ課長）	基本的にはそうである。また、職業については把握していない。
春木委員	委員への報酬はないのか。
事務局 （スポーツ課長）	年間２８，０００円ほどの報酬がある。
春木委員	報酬は税金で賄われているわけだが、無制限で受け入れていると、そこのところは問題にならないのか、少し気になるところである。
吉川教育長	地区への推薦の依頼文に、こういう職業の人はダメだということは書いてないのか。
事務局 （スポーツ課長）	書いていない。
事務局	納税の話になると、スポーツ推進委員に限らず、市職員であろうが会社員であ

（教育部長）　ろうが、滞納があればそれを差し押さえ、税金に替えるという作業を行う。委嘱する際に滞納しているかどうかというのは、判断材料にはしていない。スポーツ推進委員に関しては、スポーツ推進に意欲がある方を推薦していただき、活躍していただいていると考えている。

木村委員　地区によって人数が異なるが、定員や基準はあるのか。

事務局（スポーツ課長）　地区の人口によって、３段階に分けて基準を設定している。５千人までが委嘱数２名、１万人までが３名、１万人超が４名としている。それに加え、協議会の推薦が７名ということである。ただし、今年度から基準を変えたのだが急変は良くないということで、「地区から何人以上は出せない」ということであれば、そういう声は全て吸い上げている。その結果、今年度までは１３８名だったのが、結果的に１名しか減にならなかった。

木村委員　地区によって温度差があるということか。

事務局（スポーツ課長）　地区によって、スポーツ推進に理解がある地区と、そうではない地区があるのが実情である。

吉川教育長　それでは第４６号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

―　異議なしの声　―

吉川教育長　第４６号議案について原案のとおり承認することとする。

吉川教育長　次に、第４７号議案　福井市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について、事務局から説明を求める。

事務局（スポーツ課長）　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、福井市立学校体育施設開放管理員の身分が特別職非常勤職員から私人に移行することに伴い、当該規則の一部改正を行うものである。なお、規則改正後、管理員の職務内容や報償が変わることはないが、公務災害が適用されなくなり、代わりに、全庁一括での契約となっている民間の保険が適用されることになる。施行期日は、令和２年４月１日である。

吉川教育長　ただ今の説明について、何か質問等はないか。

春木委員　「私人」という用語は初めて聞いたように思うが、定義は「公務員でない」ということだけか。

事務局
（教育部長）

今までの特別職の公務員という位置づけが、今回の法改正によって、これに該当しなくなったというニュアンスを表現するのに「私人」という文言を使っている。

吉川教育長

今回、特別職の公務員ではなくなったが、仕事はあるので、その微妙なニュアンスをどう表現したら良いのかということで、「私人」という表現を用いたということである。少なくとも規則の中で「私人」という用語が出てくることはなく、説明の中で、「公務員」ではない、という意味合いで使っているものである。

仕事はこれまでどおりであるが、報酬も支払われるのか。

事務局
（スポーツ課）

小学校と中学校で異なっている。中学校は、使用料を徴収していることもあり、年間１８万円を限度に、管理員の勤務日数等に応じて支払っている。小学校は、基本的に地区住民の利用に限定されるため使用料は徴収していない。このため、昨年度、規則を改正し、地区の運営委員会に年間３万円で委託するという運営方法に変えたところである。

多田委員

特別職非常勤職員から会計年度任用職員に身分は変わったが、手当等の出どころは変わらないということか。

吉川教育長

そういうことである。それでは第４７号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

―　異議なしの声　―

吉川教育長

第４７号議案について原案のとおり承認することとする。

吉川教育長

次に、第４８号議案　「越前海岸の水仙畑と農村景観」重要文化的景観の選定に係る保存活用計画の策定について、事務局から説明を求める。

事務局
（文化財保護課長）

越前海岸の水仙畑と農村景観を、国選定の重要文化的景観とするため、申出に必要な保存活用計画を策定するものである。先月の会議で計画の素案を報告したが、その後、２月２８日に開催した第３回計画策定委員会での意見を踏まえて必要な修正を加えている。一つ目の変更点として、居倉・浜北山の水仙畑と農村景観の範囲に赤坂町の水仙畑を追加した。調査の時点では、赤坂町の水仙畑を地域住民が維持管理していくことは困難と判断していたが、実態としては居倉町の水仙農家が管理していることから、対象範囲に含めたものである。二つ目の変更点として、運営体制に関する方針であるが、具体的な体制としては福井県と福井市、越前町、南越前町の行政、住民、地域団体で組織する保存活用連携協議会を設立し、緊密な連携、協力を図りながら、越前海岸全体としての一体的な保存活用の取組を推進することとした。今後、この保存活用計画を以て、今年７月に国に申出を行い、１１月の

	答申を経て、令和３年２月に重要文化的景観の選定という流れを考えている。この選定によって、越前海岸の魅力を全国に伝えるとともに、担い手の育成や獣害対策などの課題を共有しながら、地域づくりの核として進めていきたいと考えている。
吉川教育長	ただ今の説明について、何か質問等はないか。要は、赤坂町の区域が含まれたということだが、赤坂町の住民はどうなっているのか。
事務局 （文化財保護課長）	住民は一人だけである。
春木委員	家はどうなっているのか。
事務局 （文化財保護課長）	集落は、山の中腹にあるが、人が住んでいるのは１軒だけである。
春木委員	農村風景というからには、あまり変な家が建っているのもいかがなものかと思うので、例えば市の費用で解体するものも出てくるのではないか。
事務局 （文化財保護課長）	重要文化的景観の構成要素として、集落も含まれている。ただし、集落全体を今の形で保存していこうとなると、赤坂町のように住民が一人しかいないとか、あるいは八ツ俣町のように集落は山の中腹に残っているが、住民は全て麓に移り住んでおり、元の集落には人が住んでいない、というものもある。こういうものは、元集落の維持が難しいということで、重要な構成要素からは外している。将来的には、人を呼び込んで集落の維持を図ることも含めて、この活用計画の中で進めていきたい。
吉川教育長	他によろしいか。それでは第４８号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	第４８号議案について原案のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に、第１２号報告　専決処分（令和元年度福井市一般会計補正予算の市議会定例会への提出について）の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。
事務局 （学校教育課　課長補佐）	提出議案に係る補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校臨時休業に関連した放課後児童会及び放課後児童クラブの開所に対応するため、事業費を増額するものである。合計５４，７６１千円の内訳として、開所に伴い増

加した運営費の支援が４３，６２６千円であり、これについては国庫補助を充てて対応する。また、利用を控えた児童分の会費収入減の補填である１１，１３５千円については一般財源で対応する。

吉川教育長

通常、児童クラブは１５時からの開所であるが、学校が臨時休業であるため、朝から開所した分の運営費について、国費を付けた分が４３，６２６千円。それと、普段は児童クラブを利用しているが、今回は保護者が看るということで、児童クラブを使用していない方がかなりいる。そうなると、１人あたりの利用料等６，５００円程度が不足するということで、会費分として足りなくなった分は市が補填しようというのが１１，１３５千円ということである。これについては、市議会で承認されたということで、私の方で専決処分をしたものである。

それでは第１２号報告について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

―　異議なしの声　―

吉川教育長

それでは原案のとおり承認することとする。

次に、報告（１）福井市教育委員会事務局職員の異動について、事務局から説明を求める。

事務局
（教育部長）

このたびの福井県警の人事異動に伴い、3月１５日付けで青少年課職員１名が県警に異動となり、3月１６日付けで県警職員１名が青少年課に異動となったものである。

吉川教育長

よろしいか。

次に、報告（２）３月定例市議会の報告について、事務局から説明を求める。

事務局
（教育部長）

３月定例市議会は、２月２１日から３月２４日までの３３日間であった。教育委員会関係で今回上程した議案は、「令和元年度福井市一般会計補正予算」、「工事請負契約の締結について（社北小学校南校舎長寿命化改修工事）」、「工事請負契約の変更について（順化小学校・順化公民館複合化及び長寿命化改修工事　第２期）」、「令和２年度福井市一般会計当初予算」、「福井市少年自然の家の設置及び管理運営に関する条例の全部改正について」、「福井市認定こども園設置条例の一部改正について」、「福井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「福井市公民館設置に関する条例の一部改正について」及び「令和元年度福井市一般会計補正予算」の９件である。これらの議案のうち、①から⑧については、１月及び２月の定例教育委員会において概要を説明したものであり、⑨については、今ほど第１２号報告で御説明した案件である。いずれも、３月２４日の議会最終日において、原案どおり可決された。次に、一般質問及び予算特別委員会の質疑の内容について御説明する。

―　以下、一般質問及び予算特別委員会の質疑の要旨を説明　―

吉川教育長	ただ今の説明について、何か質問等はないか。
春木委員	オリンピック、パラリンピックが延期になったことで、スロベニアとの関係については市としてどう考えているのか。
事務局 （スポーツ課長）	関係性については今のところは影響がない。御存知のとおり、３月２４日の発表では、オリンピック、パラリンピックについては１年程度の延期、名称については東京２０２０のまま、当初の聖火リレーについては全行程を一旦中止し、聖火は福島県にとどまるという内容であった。これに伴い、事前キャンプや聖火リレーとの関連事業については、延期や中止になることになる。スポーツ課としては、関係先への対応として、練習会場や宿泊施設、食事会場のキャンセルを行った。今後は、正式な日程が決定した時点で、スロベニアとの関係も含めて調整、検討していくことになると考えている。新たな動きがあった時点で、定例教育委員会の場で委員の皆様に報告する。
春木委員	３月に休校になった分の学習内容を、４月の新学期が始まった後に先送りするとのことだが、本来４月に行う分が先送りになるので、それは夏休みを短くすることで対応するなどを考えているのか。
吉川教育長	今のところは、３月の積み残しの解消は半月程度で済むのではないかと目算しているが、必要があれば、夏休みに少し食い込む形になると思っている。
多田委員	要望に近いのだが、津田議員の質問にもあるが、県立図書館と市立図書館の対応が若干異なっているように思う。我々は県民でもあり、市民であるので、今後は何らかの調整を行い、同じような対応にしないと、高校生などの子供がいる家庭は戸惑うのではないかと思う。ニュアンス的には同じかもしれないが、書き方としては市の場合は「自粛」であり、県は「長時間にならないよう使ってもらう」というのは（受ける印象が）違うと思った。
事務局 （図書館統括館長）	現在、市立図書館は「来館自粛」という形を取っているが、来られた方には本の貸し出しは行っている。ただし、自習室に長時間滞在されると困るので、自習室は使用禁止としている。県が、「来館自粛」の取扱いをやめて、「長時間滞在を避けるように」という取扱いに変更することは事前に情報が入っていたが、感染状況に鑑みると規制を緩めることはできないということで、現状のままにしている。
事務局 （教育部長）	自習室に長時間滞在することや、窓口で本を借りてすぐに帰るなど、いろいろな利用方法がある中で、「自粛してください」というのと「長時間の利用を避けてください」というので表現方法の違いはあるが、制限している内容は同じであると判断している。また、市は「自粛するように」と言いながら、本の貸し出し

は行っていた。県は、これまでは本の貸し出しは行っていなかったがやるようになったので、むしろ、県が市のやり方に近づいた、というようにも理解している。

吉川教育長　県と各市町である程度すり合わせるのが良いと思うが、県教委はどちらかと言えば緩めようとする傾向がある。我々市町の教育長側からすると、市町としてはそれはできないだろうということで、坂井市のように初めから４月７日まで登校させないという市や、勝山市のように３月いっぱいは登校させないといっている市もあるのだが、その辺を県にすり合わせてほしいというのだが、市町と県の考え方が若干うまくいっていない部分がある。そこはまた要望しながら、できるだけ合わせていけるようにしたいと思う。

春木委員　学校の先生が公園などを回って子どもたちに注意していると聞いているが、各校長の判断で行っているのか。

吉川教育長　中学校だけであるが、市教委の生徒指導の方から、学校の区割りを決めて、特に量販店を中心に巡回している。その経路上で、公園などで見かけた際に声を掛けているのだと思う。小学生は比較的家にいるようだが、中学生がデパートなどに出歩いているという苦情が多数寄せられたことから、県から市町ごとに対応を検討するよう要請があったため、そのように対応している。また何か御意見等があれば、各課の方にお願いしたい。

吉川教育長　次に、報告（３）福井市学校ＩＣＴ活用計画について、事務局から説明を求める。

事務局（学校教育課　課長補佐）　国のＧＩＧＡスクール構想に基づき、通信ネットワークの整備や児童生徒用端末の整備を進めるにあたり、一人一台環境におけるＩＣＴ活用計画や、達成状況を踏まえたフォローアップ計画の策定が国の補助要件となっていることから、当該計画を策定するものである。計画期間は令和５年度までとなっている。

吉川教育長　本市としては、令和２年度に全ての小中学校でＬＡＮ回線を全部入れ替えて、１００Mbps という高速の校内ＬＡＮを整備し、これと同時に、端末も一部整備を行う。小５、小６、中１分と特別支援学級分の８，４１５台を令和２年度に導入し、令和５年度まで段階的に台数を増やしていく計画である。基本的に全て買取であるため、機種が古くなった時の対応が懸念されるところである。

多田委員　何年くらいで更新する計画なのか。

吉川教育長　基本的にはｉＰａｄを入れようと考えているので、５年程度は持つと思っているが、入れ替えの際に国がどの程度補填してもらえるのかが分からない状況である。

木村委員	一人一台ということで、学年が上がれば持ち上がりということか。
吉川教育長	国の考えは、入学時に与えられたものを持ち上がるようにというものだが、現実的には不可能なので、例えばクラスに３５台整備しておいて、１年間は、決められた番号の端末を使うことになる。学年が上がれば、次の学年の端末を使う、という形になると思う。
多田委員	教員も、一人一台ｉＰａｄを持っているのか。
吉川教育長	現在は全員に行き渡っているわけではないが、教員分は配備する。無線ＬＡＮも、令和２年度には全教室に整備する計画である。 また何か質問等があれば、学校教育課にお願いする。
吉川教育長	次に、報告（４）順化小学校・公民館複合化整備の完了について、事務局から説明を求める。
事務局 （生涯学習課長）	平成３０年から２年がかりの工事が予定どおり完了し、このたび完成に至った。施設概要のとおり延床面積は１，０２９．８５平方メートルで、現在の順化公民館が約１，０５０平方メートルなので、ほぼ同じ面積を確保したことになる。建物のうち、北校舎の東半分と南校舎の東半分が公民館部分であり、１階に集中して配置している。２階、３階は全て小学校部分となる。正面玄関は南校舎にあり、県庁側を向いている。ただし、北側にも出入口を設けている。また、北校舎にある調理室は、小学校の家庭科室と兼用となっている。この他、南校舎の会議室２室は、小学校の会議室の位置づけであるが、実質的には公民館が主に使用することになると考えている。このように、幾つかの部屋を共同で使用しながら進めていくことを考えているが、運用開始時点では、小学校と公民館との間は完全に施錠して行き来できないものとし、その鍵は小学校が管理することとなる。ただし、大野市や越前市の同様の施設では、最初の年はしっかりと施錠するが、３年ほど経つとほとんど施錠されていないのが実情だと聞いている。この辺りは、今後、公民館や小学校と協議しながら決めていきたい。
吉川教育長	次に、報告（５）福井市青少年愛護センター設置条例施行規則の一部改正について、事務局から説明を求める。
事務局 （青少年課長）	改正の理由であるが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化に伴うものである。これまで福井市少年愛護センターの補導員は、特別職非常勤職員であったが、当該職員の要件が専門的知識を有している職員等に限定されたため、補導員はこれに該当しなくなり、設置根拠を定めている当該規則の一部改正を行うものである。また、併せて愛護センターの事業についても見直しを行った。補導員の身分は、今後、市政嘱託協力員という私人になり、別に要綱を定めて運用することになる。施行期日は令和２

	年４月１日である。
吉川教育長	よろしいか。それでは、その他について、事務局からお願いする。
事務局 （生涯学習課長）	お手元の冊子に、市内５０公民館全てを記載してあるので、時間があるときに御一読いただきたい。
吉川教育長	最後に事務局から次回の日程についてお願いする。
事務局 （教育総務課　課長補佐）	次回の定例教育委員会について、４月６日（月）１６時から、場所は福井市役所８階第３委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。
吉川教育長	以上をもって会議を終了する。

令和２年５月２５日

署名委員　　春木　伸一

署名委員　　木村　敦子

会議録作成職員　　山﨑　哲央